

国立大学法人大分大学において元号を改めるに伴う関係細則の整備に関する細則

平成31年4月22日制定

平成31年細則第1号

(国立大学法人大分大学年俸制適用教員業績評価細則の一部改正)

第1条 国立大学法人大分大学年俸制適用教員業績評価細則(平成27年細則第7号)様式第1号及び様式第2号の規定中「平成」を削る。

(国立大学法人大分大学看護系技術職員特例手当支給細則の一部改正)

第2条 国立大学法人大分大学看護系技術職員特例手当支給細則(平成24年細則第1号)別紙様式第1号の規定中「平成 年 月 日」を「年 月 日」に改める。

(国立大学法人大分大学科学研究費助成事業等経理事務取扱細則の一部改正)

第3条 国立大学法人大分大学科学研究費助成事業等経理事務取扱細則(平成21年細則第22号)別記様式の規定中「平成」を削る。

(国立大学法人大分大学受託研究取扱細則の一部改正)

第4条 国立大学法人大分大学受託研究取扱細則(平成16年細則第29号)別紙第1号様式, 別紙第3号様式, 別紙第4号様式, 別紙第5号様式, 別紙第6号様式, 別紙第8号様式及び別紙第9号様式の規定中「平成」を削る。

(国立大学法人大分大学研究資金立替取扱細則の一部改正)

第6条 国立大学法人大分大学研究資金立替取扱細則(平成21年細則第25号)別紙様式1及び別紙様式2の規定中「平成」を削る。

(国立大学法人大分大学旅費細則の一部改正)

第7条 国立大学法人大分大学旅費細則(平成16年細則第27号)別記第1号様式の規定中「平成」を削る。

附 則

この細則は、令和元年5月1日から施行する。